

兵庫県公報

令和3年12月24日 金曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年12月24日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表5の項の次に次のように加える。

5の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
---	--

第11条第2項中「前項の表」の右に「5の2の項、」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。